



いのち
生命支える大地と海
自然と調和するまち・はまなか
～未来につなごう豊かな環境～

第2部

基 本 構 想

第1章 めざすまちの姿

第2章 まちづくりの分野別基本方向





第2部 基本構想

第2部

基本構想

第1章 めざすまちの姿

第1節 まちづくりの基本的な考え方

浜中町は、厳しい自然を克服し、広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に恵まれ、しっかりと地に足の着いた産業を守りながら、自然と調和したまちづくりを進めてきました。

過去には、二度の大津波被害を受けましたが、町民の努力により驚異的な復興をとげ、水産面では天然昆布生産量日本一の漁業と、酪農面では安全で安心な高品質牛乳を生産する食料供給基地として地位を確立してきたところです。

また、近年では霧多布湿原やトウキョウトガリネズミなど貴重な動植物に対して学術的視点から脚光を浴びるなど、手付かずの自然が観光面で注目を集めているところです。

時代は大きく進展し、情報化社会の到来による^{*}高度情報通信システムが整備され、地

方にいても中央の情報が手に入る時代となつた今、より快適な生活環境の整備を進めることにより、都会から自然を求めて移住していく選択肢を開きつつあるほか、自然の宝庫として浜中町が持っている魅力と可能性をさらに引き出し、若者が安心して後継できる産業を守り、高齢社会に対応した、地域が相互扶助の精神を持って協力し合い、安心して暮らせるまちづくりをめざしながら、未来に希望を持てるまちづくりが求められています。

これらのことから、自然と共生しながら豊かで輝きと魅力ある町、多くの人たちに「訪れてみたい」、「住んでみたい」まちづくりをめざすこととし、本計画が目標とするまちの姿(まちづくりテーマ)を第4期の総合計画を踏襲し次のように定めます。

《浜中町のまちづくりのテーマ(将来像)》

いのち 生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか ～ 未来につなごう豊かな環境 ～

生命の源は、大地と海から与えられており、全ては自然との共存によるものです。

限りある資源を大切にしながら、環境保全を図るとともに、より快適で環境に負荷をかけない生活環境の整備を進め、産業と自然のバランスが取れたまちづくりを進めます。

*高度情報通信システム：インターネットやデジタル放送のように双方向通信が可能となっている情報通信のこと。

生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

第2節 基本目標

第2部

まちづくりは町民一人ひとりの協力と参加が不可欠なものとなっています。
町民憲章はまちづくりの原点であり、常に本町を見直す意識の高揚を図りながら、全町的な基本目標として展開していく必要があります。

浜中町民憲章

わたしたちは無限に広がる大海原と大平原に包まれ、美しい自然の中に生きる浜中町民です。

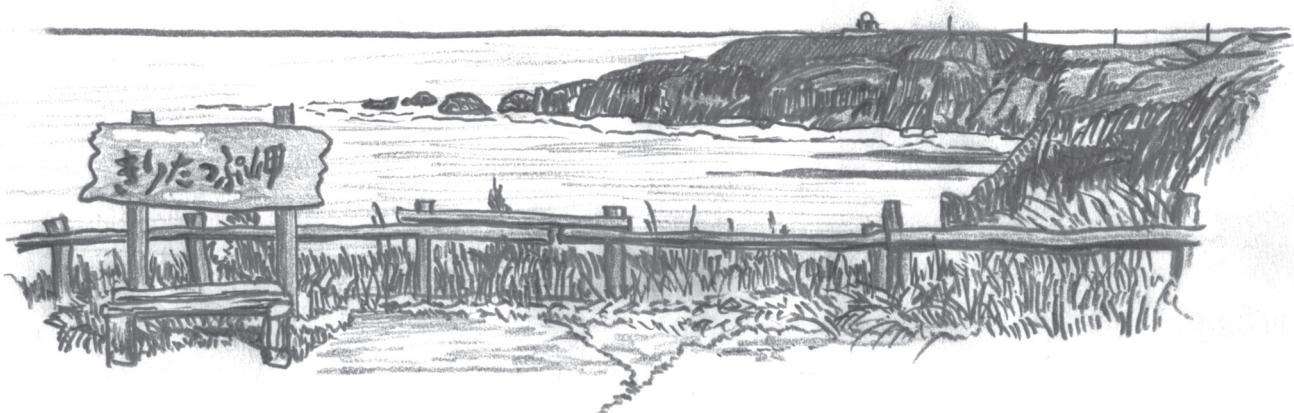
先人のたくましい開拓精神を受け継ぎ郷土の未来の発展を願い、よりよい町を築くためにこの憲章を定めます。

- 1 豊かな資源を生かし、生産を高め、活気のある町をつくりましょう
- 1 たがいに助け合い、あたたかいまちをつくりましょう
- 1 スポーツに親しみ、健康で楽しいまちをつくりましょう
- 1 子どもの夢を育て、幸せなまちをつくりましょう
- 1 文化を高め、きまりを守り、平和なまちをつくりましょう

昭和53年10月1日 制定

基本構想

第1章 めざすまちの姿



第3節 人口などの指標

この計画の目標年次である平成31年(2019年)における人口・世帯・就業の指標を次のように想定します。

[人口・世帯数などの基本指標想定]

区分		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成31年 (2019年)		増減率
		人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	
人口	総数	7,866	100.0	7,335	100.0	7,005	100.0	6,000	100.0	▲14.3
	(年少人口) 0～14歳	1,564	19.9	1,214	16.6	1,023	14.6	666	11.1	▲34.9
	(生産年齢人口) 15～64歳	4,953	63.0	4,593	62.6	4,301	61.4	3,297	55.0	▲23.3
	(老人人口) 65歳以上	1,349	17.1	1,528	20.8	1,681	24.0	2,037	33.9	21.2
世帯	世帯数	2,431		2,339		2,338		2,300		▲1.6
	1世帯人員	3.2		3.1		3.0		2.6		—
就業	就業者総数	4,827	100.0	4,490	100.0	4,279	100.0	3,450	100.0	▲19.4
	就業者比率	61.4		61.2		61.1		58.8		—
	第1次産業	2,693	55.8	2,335	52.0	2,233	52.2	1,870	54.2	▲16.3
	第2次産業	600	12.4	589	13.1	594	13.9	470	13.6	▲20.9
	第3次産業	1,534	31.8	1,566	34.9	1,452	33.9	1,110	32.2	▲23.6

1. 総人口

浜中町の人口は、昭和35年（1960年）国勢調査で11,915人を数えましたが、以降は減少を続けており、近年も少子高齢化や若者の町外転出などによる人口流出が続いている減少傾向は変わりません。今後もこの傾向は続くと予想されますが、基幹産業である農業、漁業をしっかりと守り、観光産業を振興するとともに、生活環境整備をさらに進め快適なまちづくりによる居住の安定を図り、平成31年（2019年）の総人口を6,000人と想定します。

2. 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、若者の町外流出や少子高齢化が進み、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～65歳未満）が減少し続ける一方、老人人口（65歳以上）は増加を続けております。基幹産業である農業と漁業の振興を図りながら、しっかりとした後継者の育成と子育て支援策、定住環境の整備を進め、平成31年の年齢別人口を年少人口666人、生産年齢人口3,297人、老人人口2,037人と想定します。



3. 世帯数

本町の人口減少は進んでいますが、世帯数については単身世帯や世帯分離、核家族世帯が増えており、緩やかな減少傾向にあります。今後も減少は続くと見込まれますが、世帯数についてはほぼ安定傾向にあるため、平成31年（2019年）の世帯数を2,300世帯、一世帯の人員を2.6人と想定します。

4. 産業別就業者数

就業人口は総人口の減少と就労者の高齢化

により減少傾向にあります。特に若者の町外流出により労働力が減少し、高齢者層が一次産業に携わるなど、就労世代にも高齢化が進みつつあります。1年を通して安定した収入が得られる魅力ある産業として基幹産業である農業、漁業の振興を図るとともに、女性や高齢者にも雇用の機会を提供し、平成31年（2019年）の就業者総数を3,450人とし、第1次産業の就業者数1,870人（54.2%）、第2次産業470人（13.6%）、第3次産業1,110人（32.2%）と想定します。

第4節 土地利用の基本方針

土地は全ての生活の基点であり、居住により文化が生まれ、生産活動の基盤として町の発展の基礎を形成しているものです。

恵まれた自然環境と美しい景観の保全を図りながら、地域経済の発展と生活の質的向上を図るために、次のような視点を重視して土地の保全・利用を進めます。

1. 自然との共生をめざす土地利用の推進

自然災害への対応や地球温暖化に対応する森林の整備など、生命と財産を守るために安全性を重視した土地利用を進めます。自然環境の保全は余暇を楽しむ時間を町民に与え、生活の潤いとなっているので、地域景観やまちのイメージ形成に配慮した土地利用を進めます。

行為が起きないよう計画的な土地利用を進めます。

3. 機能的な土地の利用と売却の促進

町内に点在する各地域間の均衡を図りながら、交流促進や施設機能の充実など連携した土地の利用を進めます。また、*団塊世代の退職などに伴う観光交流や宿泊体験など町外から来訪する機会を提供し、町民とのふれあいを高める土地利用に努めます。

さらに、市街地域の空洞化を回避するためにも、購入希望者に町有未利用地の売却を促進します。

2. 秩序ある計画的な土地の利用

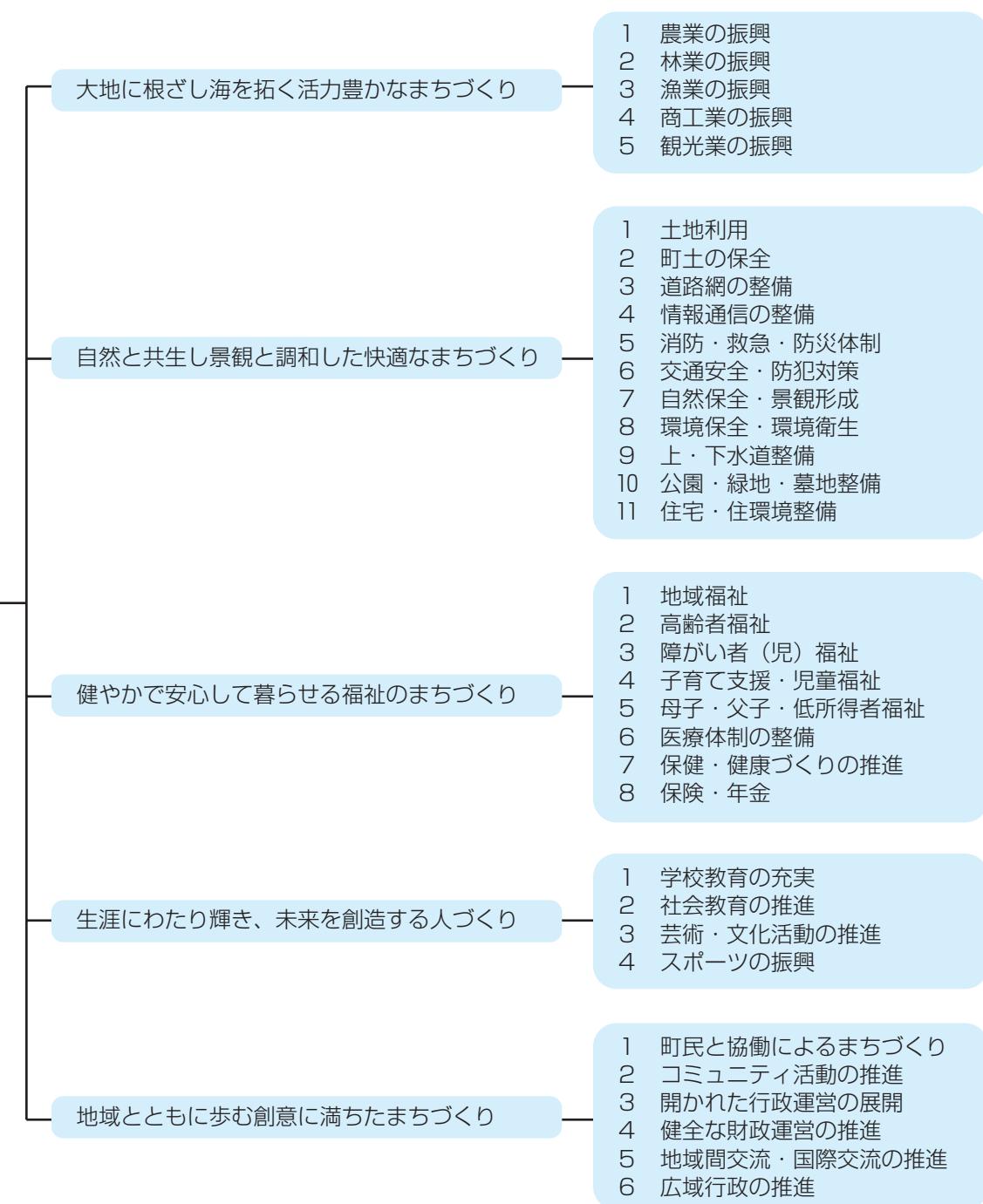
土地の公共性や有限性を認識し、土地は利用転換後の原状回復が難しいことを重視し、関係法令の運用などにより土地利用の適正な管理・誘導に努め、無秩序な開発行為、転用

*団塊世代：昭和20年から昭和24年頃までに生まれた世代。終戦直後に生まれた世代で、現在の人口構成でもっとも多い年齢構成を確保している。

第2章

まちづくりの分野別基本方向

施策の大綱 体系図



第1節 大地に根ざし海を拓く活力豊かなまちづくり

第2部

基本構想

浜中町の恵まれた自然環境を生かし、産業と自然のバランスがとれた農業、林業、漁業を中心とする一次産業の振興と育成に重点を置き、生産基盤の安定や後継者育成に力を注ぎ、生産性の向上と経営の安定を図ります。また、地域資源を生かした*地域ブランドの確立と、より安定した安全性の高い製品の提供に努めるため「大地に根ざし海を拓く活力豊かなまちづくり」をめざします。

(1) 農業の振興

豊かで安定した農業経営を実現するため、肥沃な土づくり、良質な草づくり、健康で元気な牛づくりをめざし、生産基盤の整備を図ります。さらに高齢化や後継者不足による農家戸数の減少を抑えるため、産業をしっかりと守る後継者の育成と新規就農による担い手の確保、農業経営の安定を図ります。

(2) 林業の振興

水源かん養や地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の維持、持続的な林業資源の確保を図るため、地域の特性にあった計画的な整備を進めます。また、森林が持つ憩いの場としての整備を進め、エゾシカによる食害を防ぐとともに、環境と観光をつなぐ森づくりを進めます。

(3) 漁業の振興

漁業経営の安定、強化を図るため、水産資源の適切な管理や増養殖事業、昆布漁場の保全など生産基盤の整備を進めます。また、漁業就業者の減少、高齢化に対応するため、担い手の育成や効率的な漁業生産体制の確立に

努めるとともに、環境と調和した持続可能な漁業の推進を図ります。

(4) 商工業の振興

消費者に支持される商店街づくりを進め、消費者の生活様式や嗜好の多様化に対応した商業活性化に取り組み魅力ある商店街づくりに努めます。また、地域の活性化を図るため有名キャラクターを活用した地場産品のブランド化や新商品の研究、開発を進めるとともに、地元企業への支援策を検討しながら、雇用の場の確保を図ります。

(5) 観光業の振興

旅行形態の変化に対応した観光客が求める情報の提供と、観光地としてのイメージアップを図るため、効果的な情報発信体制を整備し、魅力的な観光資源の情報発信に努めます。

また、食や産業と連携した体験型観光を確立する浜中町独自の取り組みを進めながら、自然環境に配慮した観光振興を図ります。

*地域ブランド：その地域特有の生産物の中から特に選ばれて価値がつけられたものや、価値をつけるために加工開発されたもの。

第2章 まちづくりの分野別基本方向

第2節 自然と共生し景観と調和した快適なまちづくり

生活基盤、情報通信基盤の構築を図り、浜中町の魅力と個性を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を進め、災害に強い自然と調和した安全で安心な住みよいまちづくりをめざします。

また、農漁村の景観形成につとめ、自然環境に配慮しながら快適な生活環境の整備に努めます。

(1) 土地利用

乱開発を防ぎ、適正な町土の保全を図るため、土地利用に関する法令や指針に基づく適切な土地利用を誘導するほか、町有地の有効活用と適切な管理を行います。

(2) 町土の保全

災害等に対処する危険箇所の監視に努め、自然環境の保全とあわせ町民の安全と財産を守るための治山・治水対策を推進します。

(3) 道路網の整備

地域経済の活性化を図るため、*高規格幹線道路の整備や国道、道道の整備を要請するとともに、生活道路の整備を進め、車社会の利便性と安全性を図るための事業推進に努めます。

(4) 情報通信の整備

常に新しい情報基盤の整備や地域の要望に対応した情報通信システムの整備など、計画的に取り組み、町民生活の向上や地域産業の振興などに努めます。

(5) 消防・救急・防災体制

市民の防火意識の高揚を図り、家庭・事業所などの防火設備の充実や消防施設・設備等の拡充を進めるとともに、消防団組織の強化などの充実に努めます。

また、救急現場及び搬送途上における応急措置の迅速な対応を推進するとともに、市民に対する普及・啓発を行い救命率の向上に努めます。

津波や地震など、さまざまな災害の発生を想定し、関係機関と連携しながら総合的な防災体制の確立や緊急避難施設、避難誘導など、「浜中町地域防災計画」に沿った具体的により実践的な防災体制の確立に努めます。

(6) 交通安全・防犯対策

交通安全施設の整備や交通安全指導の強化により、交通事故の発生を予防するとともに、防犯対策などを進め、安心して暮らせる地域の確立に努めます。

(7) 自然保全・景観形成

貴重な自然環境や農・漁村景観の向上、美しい街並みの保全などを図るため、NPO団体などと連携し、自然環境と調和した景観形

*高規格幹線道路：地域相互の交流促進などの役割を担う企画の高い道路。60～80km程度の速度サービスを提供できるように整備が進められている。



成の推進をめざします。

(8) 環境保全・環境衛生

総合的な環境政策の推進体制づくりと、町民の環境意識の啓発を図りながら、公害発生の未然防止に努め、貴重な自然環境を保全するため、ゴミのポイ捨てをさせない取り組みを展開するとともに、地球温暖化防止に寄与する太陽光発電など※クリーンエネルギーの活用を進めるなど、循環型社会の形成を図り、自然と共生するまちづくりをめざします。

(9) 上・下水道整備

命の源である安全で安心な水道水を提供するため、水道施設の計画的な整備を図り、また、生活排水やし尿の適正な処理を行うため、

下水道の整備を進めるとともに、下水道整備が困難な地域にあっては合併処理浄化槽の設置により対応し、環境保全に努めます。

(10) 公園・緑地・墓地整備

公園や児童遊園地など町民が憩う公園の整備と適切な維持管理に努めるとともに、地域にあった花いっぱい運動を推進し、個性と魅力ある美しいまちづくりをめざします。

また、斎場と点在する各墓地の適正な維持管理に努めます。

(11) 住宅・住環境整備

高齢化世帯の増加や生活形態の変化等の多様なニーズに対応した町営住宅及び快適な住環境の整備を計画的に推進します。



老人クラブの花壇整備

※クリーンエネルギー：大気汚染や地球温暖化などに配慮した、環境への負荷が少ないエネルギー。

第3節 健やかで安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子・高齢化に対応した、保健・医療・福祉の総合的な連携体制を確立するとともに、町民の健康保持・増進と要望に対応した効果的な福祉サービスの提供に努め、地域に住む町民が共に助け支えあう相互扶助による地域づくりと、子どもが安全で健やかに育つための環境づくりを図りながら、健康と福祉のまちづくりを進めます。

(1) 地域福祉

高齢化社会と少子化による人口減少時代に対応し、共に助け合い生活できる地域社会づくりと子どもが安全で健やかに育つための環境づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉

高齢化する人口比率を考慮し、総合的視野に立った長寿社会対策の体制づくりを図り、特別養護老人ホームなどの充実、デイサービスセンターや在宅介護支援センターなどの機能強化と人材の確保に努め、ニーズに応じた各種在宅福祉サービスを推進します。

また、健康な高齢者の生活支援として就労の場の確保や健康の保持・増進、余暇の充実、社会参加を促進し、老後の生きがいづくりに努めます。

(3) 障がい者（児）福祉

障がい者（児）が地域の中で自立し、安心して生活することができるよう、障がい福祉サービスの充実を図りながら、住み慣れた地域での社会参加への機会を促進します。

(4) 子育て支援・児童福祉

浜中町の未来を担う子供たちが心身ともに健康で安心して成長できるよう、地域全体で子育て支援や健全育成活動を推進します。

また多様化する子育てニーズに対応するため、保育サービスの充実、学童保育、相談指導の充実など多面的な子育て支援対策を促進します。

(5) 母子・父子・低所得者福祉

ひとり親家庭が社会的に自立した生活が送れるよう、援護対策を積極的に進め、地域全体で支援していく必要があります。

また、経済的に不安定な状態にある低所得者についても生活の安定、向上と自立を図るため、適切な相談、指導や就労機会の拡大に努めながら、各種支援資金貸付制度などの活用を促進します。

(6) 医療体制の整備

町立の診療所、及び歯科診療所を中心とする地域医療体制を確立させ、保健・医療・福祉と連携を図りながら、高齢化、過疎化に対応した包括的な医療サービスを提供するとともに、緊急移送体制を確立しながら町民の健

生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

康を守ります。

(7) 保健・健康づくりの推進

病気予防をめざし、免疫機能を向上させるための予防対策を推進するとともに、老人福祉・母子健康センターの機能を有効に活用し、指導体制、健康管理システム、各種保健予防事業などを充実させます。

また、町民の健康管理意識を啓発しながら、

病気にならないための日常的な健康づくり活動を推進します。

(8) 保険・年金

町民の健康と老後の生活安定を維持するため、国民健康保険の安定的な運営を図りながら、国民年金制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度の周知と普及に努めます。



お年寄りと子供の交流事業

第4節 生涯にわたり輝き、未来を創造する人づくり

個性溢れる創造性と豊かな人間性を培う学校教育の推進、多様化した生活様式、住民要望に対応した学習機会の提供や産業を守る担い手としての教育に努めるとともに、地域ならではの郷土色豊かな文化活動の創造に取り組み、生涯学習社会の構築をめざします。

また、町民の健康維持と体力向上のため、日常的なスポーツ活動の普及、定着に努めます。

(1) 学校教育の充実

義務教育については、施設の老朽化の状況を踏まえ、耐震改修化などの整備を計画的に進めるとともに、児童・生徒の推移を見極め小中学校の適正配置への協議を進めます。

また、環境教育や情報教育、国際理解教育や福祉教育、豊かな心と個性、創造性をはぐくむ教育など、社会の変化と地域の特性に応じた教育を推進します。

給食センターについては、施設の整備を進めるとともに、衛生管理の強化に努め、地産地消を取り入れた給食内容の充実を図ります。

霧多布高等学校の存続を図るため、町立高校としての特色ある教育内容の充実を図ります。

(2) 社会教育の推進

様々な情報が入手しやすくなった現在、町民の学習に対する意欲が向上し、各種の学習機会の提供を求める声が高まり、これらのニーズに応えるための相談体制や学習情報の提供など学習環境の整備に努め、個性や能力を生涯にわたり發揮できるよう人生の各領域に応じた学習機会を提供し、日常的な学習活動の普及・定着をめざします。

また、社会教育団体や自主学習サークル活

動支援により町民の自発的な学習活動を促進するとともに、総合文化センター図書機能の充実など学習施設の整備を図ります。

(3) 芸術・文化活動の推進

芸術文化鑑賞機会の提供や芸術及び文化活動の活性化を図るとともに、芸術文化事業の発展に努めます。また、指導者や芸術文化団体・サークル活動の育成を推進します。さらに、指定文化財等の保護・保存や郷土芸能、伝統技術などの発掘・保存・継承を進めるとともに、郷土資料の整備と保存に努めます。

(4) スポーツの振興

健康で生きがいに満ちた生活を送るため、個々の心身の健全な発達に努め、生活を明るく豊かにするためのスポーツ活動の普及を推進し、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供する体育施設の整備を進め、その有効活用と適切な維持管理に努めます。

また、指導体制の充実を図り、体力や年代に応じたスポーツ振興事業や“だれもが、いつでも、どこでも”気軽にスポーツを楽しめるよう「町民皆一スポーツ」の推進を図ります。

第5節 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

*¹ コミュニティ活動の活性化と町民主体のまちづくりを進め、町民と行政の意志疎通を図るための「協働のまちづくり」を展開します。

また、財政再建プランによる健全な行政運営を図り、地域と一体となつた創意と活力に満ちたまちづくりをめざします。

(1) 町民と協働によるまちづくり

町民憲章の精神に根ざした町民の具体的な行動を促すことを目的として、町民が主体となつたまちづくりを進めます。

また、*²「男女共同参画社会」になった今、男女の区別なく平等に参加する機会や権利が与えられており、お互いの特質を活かした社会形成の推進に努めます。

さらに、町民と行政の相互理解を図るために地域からの意見や要望を把握し、町民と協働によるまちづくりに取り組みます。

(2) コミュニティ活動の推進

地域間の交流と相互扶助意識や連帯感の醸成を促し、町内会におけるコミュニティ活動の活性化を図ります。さらにさまざま分野においてボランティア活動の推進に努め、福祉、環境保全、国際交流、まちづくりなどの自主的な町民活動参加に向けた環境整備を図ります。

(3) 開かれた行政運営の展開

地方分権が進んだ近年の動向に対応し、地方の責任の明確化と行政組織の改革、職員の定員管理の適正化と資質向上に努めるとともに、町民サービスの向上を進めます。

また、開かれた行政運営として公平・透明性を図るため情報公開を進めます。

(4) 健全な財政運営の推進

健全な財政運営をめざし、不要不急の事業や無駄な経費を見直し、財政再建プランに沿った長期的な展望にたち、効果的な財源の活用・経費節減に努めます。

また、老朽化が進んだ公共財産である町有住宅等の適正な維持管理を進め、無駄のない財産の運用促進を図ります。

(5) 地域間交流・国際交流の推進

浜中町の特性を活かし、より多くの国内の自治体や団体、学校、企業、本町出身者などの多様な交流ネットワークの形成を図り、交流を促すための各種イベントや宿泊、交流の受け入れ体制の確立を図ります。また、国際化時代に対応する青少年の育成のため外国語指導助手による国際理解の推進や外国語学習を継続するほか、海外視察研修機会を提供します。さらに、国際平和の推進にむけた取り組みを検討するとともに、北方四島の早期返還に向け、啓発活動や返還運動、交流活動などを積極的に推し進めます。

(6) 広域行政の推進

近隣市町村との連携・協力を図るため、*³定住自立圏構想を推進します。また、様々な自治体・地域との交流を図れるよう、幅広いネットワーク形成に努めます。

*¹ コミュニティ：一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会、共同体、自治会など。

*² 男女共同参画社会：男女がそれぞれの個性と能力を發揮して、あらゆる分野でともに参画し、協力していく社会の形成。

*³ 定住自立圏構想：定住に必要な都市機能や地域に住む住民が生活機能の確保、充実を図ると共に地域の活性化に努め、安心して暮らし続ける圏域としていく構想。

